

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発214号、厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

改正後	現行
<p>第3 職員に関する事項</p> <p>1 職員数</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第4 処遇に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 食事（基準第17条）</p> <p>食事に提供は、次の点に留意して行うものとする。</p>	<p>第3 職員に関する事項</p> <p>1 職員数</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>経過措置（基準附則第5条）</u></p> <p><u>平成17年3月31日までの間は、介護職員又は看護職員の員数を、常勤換算方法で、入所者の数が4.1又はその端数を増すごとに1人以上でよいものとされている。ただし、できるだけ早期に3：1へ移行できるように努めるものとする。なお、平成12年4月1日以降に新たに開始される施設にあっては、既存の施設に対する経過措置として設けた趣旨にかんがみ、可能な限り、職員配置を3：1以上とすることが望ましい。</u></p> <p><u>また、この経過措置は、特別養護老人ホームであつて小規模生活単位型特別養護老人ホーム若しくは一部小規模生活単位型特別養護老人ホームでないもの又は一部小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分にのみ適用されることに留意すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第4 処遇に関する事項</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 食事（基準第17条）</p> <p>食事に提供は、次の点に留意して行うものとする。</p>

(1) 食事の提供について

入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。

(2) 調理について

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(3) 適時の食事の提供について

食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

(4) 食事の提供に関する業務の委託について

食事の提供に関する業務は特別養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができるこ

(1) 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。

(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。

(3) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。

(4) 調理及び配膳に当たっては、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第8の上欄に掲げる事項に留意して衛生的に行うこと。

(5) 入所者の食事は、適切な衛生管理がなされたものでなければならないこと。

(6) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。

と。

(5) 居室関係部門と食事関係部門との連携について

食事提供については、入所者の^{えん}嚥下や^{そしゃく}咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。

(6) 栄養食事相談

入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。

(7) 食事内容の検討について

食事内容については、当該施設の医師又は栄養士（入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームであつて、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士）を含む会議において検討が加えられなければならないこと。

(8) 検食について

医師又は栄養士等による検食が毎食前行われ、その所見が検食簿に記載されなければならないこと。

6～11 (略)

12 衛生管理等

基準第26条第1項は、特別養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法規に準じて行われなければならない。

なお、食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行われなければならないこと。

6～11 (略)

12 衛生管理等

基準第26条第1項は、特別養護老人ホームの必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。

(2)～(7) (略)
13～17 (略)

第5 ユニット型特別養護老人ホーム

1 第3章の趣旨

「ユニット型」の特別養護老人ホームは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうしたユニット型特別養護老人ホームのケアは、これまでの特別養護老人ホームのケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第3章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第33条（基本方針）は、ユニット型特別養護老人ホームがユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準第36条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 運営規程（基準第34条）

(1) (略)

(2) 第1の6の(1)及び(3)から(5)までは、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合におい

(1)～(6) (略)
13～17 (略)

第5 小規模生活単位型特別養護老人ホーム

1 第3章の趣旨

「小規模生活単位型」の特別養護老人ホームは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。

こうした小規模生活単位型特別養護老人ホームのケアは、これまでの特別養護老人ホームのケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章ではなく、第3章に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、基準第12条に定めるところによるので、留意すること。

2 基本方針

基準第33条（基本方針）は、小規模生活単位型特別養護老人ホームがユニットケアを行うものであることを規定したものである。

その具体的な内容に関しては、基準第36条以下に、サービスの取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。

3 運営規程（基準第34条）

(1) (略)

(2) 第1の6の(1)及び(3)から(5)までは、小規模生活単位型特別養護老人ホームについて準用する。この場合

て、第1の6中「第7条」とあるのは「第34条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

4 設備の基準（基準第35条）

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型特別養護老人ホームは、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

(2)～(4) (略)

(5) 居室（第1号イ）

①・② (略)

③ ユニットの入居定員

ユニット型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユ

において、第1の6中「第7条」とあるのは「第34条」と、「同条第1号から第7号まで」とあるのは「同条第1号から第8号まで」と、同(3)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(4)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(5)中「第7号」とあるのは「第8号」と読み替えるものとする。

4 設備の基準（基準第35条）

(1) ユニットケアを行うためには、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、小規模生活単位型特別養護老人ホームは、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければならない。

(2)～(4) (略)

(5) 居室（第1号イ）

①・② (略)

③ ユニットの入居定員

小規模生活単位型特別養護老人ホームは、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、一のユニットの入居定員は、10人以下とすることを原則とする。

ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユ

ニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。

(7)・(イ) (略)

④ (略)

⑤ 居室の床面積等

ユニット型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒^{たんす}などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。

イ ユニット型個室

床面積は、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。

ここで「標準とする」とは、13.2平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降平成17年9月30日までに改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニッ

ニットも認める。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たさなければならない。

(7)・(イ) (略)

④ (略)

⑤ 居室の床面積

小規模生活単位型特別養護老人ホームでは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた筆筒^{たんす}などの家具を持ち込むことを想定している。

このため、一の居室の床面積は、13.2平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。

ここで「標準とする」とは、13.2平方メートル以上とすることが原則であるが、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で、13.2平方メートル未満であっても差し支えないという趣旨である。

なお、平成15年4月1日に現に存する特別養護老人ホームが同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあって